

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
<p>I 資産の部</p> <p>1. 流動資産</p> <p style="padding-left: 20px;">現金預金</p> <p style="padding-left: 20px;">未収金</p> <p style="padding-left: 20px;">棚卸資産</p> <p style="padding-left: 20px;">短期貸付金</p> <p style="padding-left: 20px;">前払金</p> <p style="padding-left: 20px;">仮払金</p> <p style="padding-left: 20px;">立替金</p> <p style="padding-left: 20px;">○○特定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">貸倒引当金 (△)</p> <p>2. 固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 有形固定資産</p> <p style="padding-left: 40px;">建物</p> <p style="padding-left: 40px;">構築物</p> <p style="padding-left: 40px;">車両運搬具</p> <p style="padding-left: 40px;">什器備品</p> <p style="padding-left: 40px;">土地</p> <p style="padding-left: 40px;">建設仮勘定</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 無形固定資産</p> <p style="padding-left: 40px;">ソフトウェア</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 投資その他の資産</p> <p style="padding-left: 40px;">投資有価証券</p> <p style="padding-left: 40px;">敷金</p> <p style="padding-left: 40px;">差入保証金</p> <p style="padding-left: 40px;">長期貸付金</p> <p style="padding-left: 40px;">長期前払費用</p> <p style="padding-left: 40px;">○○特定資産</p>	<p>商品の販売によるものも含む。 商品、貯蔵品等として表示することもできる。 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。</p> <p>目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。</p> <p>土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。 建物付属設備を含む。</p> <p>工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。</p> <p>具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。 購入あるいは制作したソフトの原価。</p> <p>余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。 長期に保有する有価証券。 返還されない部分は含まない。</p> <p>返還されない部分は含まない。 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。</p> <p>目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。</p>
<p>II 負債の部</p> <p>1. 流動負債</p> <p style="padding-left: 20px;">短期借入金</p> <p style="padding-left: 20px;">未払金</p> <p style="padding-left: 20px;">前受金</p> <p style="padding-left: 20px;">仮受金</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金</p>	<p>返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。 商品の仕入れによるものも含む。</p>

<p>2. 固定負債 長期借入金 退職給付引当金</p> <p>Ⅲ 正味財産の部</p> <p>1. 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額</p>	<p>返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。</p>
--	---

（注）重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい。